

長柄町告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

長柄町長 月岡清孝

1. 受託者・収納事務

| 受託者 | 収納事務 |
|----------------------------------|--|
| 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 | 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税所得等証明書交付手数料 |

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで